



Title	植民地・勢力圏における「帝国臣民」の在留禁止処分:「 清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心に		
Author(s)	李, 昇燁		
Citation	人文學報 = The Zinbun Gakuh : Journal of Humanities (2015), 106: 23-52		
Issue Date	2015-04-30		
URL	https://doi.org/10.14989/200253		
Right			
Туре	Departmental Bulletin Paper		
Textversion	publisher		

植民地・勢力圏における「帝国臣民」の 在留禁止処分

---「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」を中心に ---

李 昇 燁*

はじめに

- 1. 中国および朝鮮における在留禁止の法令
 - 1) 「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」(明治16年太政官布告第9号)
 - 2) 「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」改正(明治18年太政官布告第26号)
 - 3) 「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」(明治29年法律第80号)
 - 4) 在留禁止法令の解釈と運用
- 2. 日本帝国の拡大と在留禁止法制の展開
 - 1) 日本の植民地獲得と「取締法」の拡大適用
 - 2) 「外地」における在留禁止法令と各地域間の連携
 - 3) 暹羅国 (タイ) への「取締法」拡大をめぐる議論
- 3. 在留禁止制度の運用と改廃をめぐる論議
 - 1) 在留禁止処分の濫用と海外在留民の改廃要求
 - 2) 帝国議会における「取締法」廃止論議と外務省の対応

おわりに

はじめに

治外法権を保有する中国・朝鮮の日本居留地における領事警察権の行使として、領事は行政 命令として特定人物の在留を禁止する権限を持っていた。同制度は、居留地の「不良邦人」取 締を通じて外交上の不都合を取り除くため、いわば「国益」の必要から制定され、領事館警察

^{*}い すんよぶ 佛教大学歴史学部

にとっては伝家の宝刀のごとく活用された。処分が行われた地域により「退清令」「退韓令」 「退満処分」「退支処分」などとも呼ばれたが、いずれも同一法令による処分である。

最初、朝鮮の釜山居留地で起きた紛擾事件をきっかけに、「不良邦人」取締の手段として提案された在留禁止制度は、清国居留地を含んだ形で成立し、その後売春業取締の規定が追加される一方、日本帝国の拡大に伴う新たな「帝国臣民」、つまり台湾人(台湾籍民)や朝鮮人にまで適用範囲を拡張していった。領事館警察の居留民取締、特に特高警察機能の観点から在留禁止制度を取り上げた荻野富士夫は、「かつての「一旗組」取締という性格から、対中国政策に障害のおそれがあるとみなした「不良日本人」や排日の「不逞鮮人」「台湾籍民」の取締という新たな役割に変じて、その活用がめざされた」と評価している」。

本稿は、戦前日本帝国における在留禁止制度の成立と変遷、拡大、改廃議論について取り上げる。本稿では、①日本帝国内における人の移動と居住を統制する制度そのものを究明し、②帝国の拡大に伴う適用対象の拡大、植民地・勢力圏への連鎖、内地法と外地法、もしくは外地法間の連携運用の諸相を明らかにし、③同制度が最終的にたどり着いた、帝国全体に亘る人の移動・居住を統制するシステムの成立に注目しながら議論を展開していきたい。

最初、「領事館警察」の共同研究として、在朝鮮日本人社会の政治・言論活動と、それに対する領事館警察(のち、理事庁警察)の対応を探るという問題意識から在留禁止処分に着目したが、その目標には到底至らず、制度そのものの諸相を追究することに止まってしまった。よって、本稿は在留禁止の多様な実例に対する具体的な分析が欠けているため、領事館警察の活動における同制度運用の実態を明らかにするには至らなかったことを断っておきたい²⁾。なお、本文中の「内地」「外地」「満洲」などの言葉には、括弧を省略する。

1. 中国および朝鮮における在留禁止の法令

1) 「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」(明治 16 年太政官布告第 9 号)

(1) 法令の制定過程

在留禁止制度の発端になったのは、1881 [明治 14] 年 8 月に釜山居留地の日本人在留民が惹起した「亀浦事件」であった。借金返済を取り立てるため、条約上の旅行制限(朝鮮里の十里 = 4 km) 3 に違反して朝鮮内地の亀浦に赴いた日本人商人 4 名が土地の朝鮮人に暴行される事件が発生した。それに復讐するため、武装した日本人居留民 300 余名が居留地を無断離脱、朝鮮人町で暴行を加えるなどの騒動を起こしたのである4。この事件に対して朝鮮政府は、釜山領事館宛てに条約違反および居留民の取締の責任を問う抗議の意を伝えた5。

釜山領事の近藤真鋤は、同事件の善後策として、領事館警察の増員と共に、「退韓律」の制定を本国政府に提案した。釜山居留民の大部分の占める対馬出身者の取締においては、「対州

人ノ利害ハ朝鮮ニ限ルコトナレハ退韓ヲ恐ル、コト懲役禁獄ヨリ甚シ」いため、在留を禁止するのは効果的な統制手段であると前提し、主に「両国交際ヲ妨害セシ罪」「両国条約ニ違犯セシ罪」「両国貿易ヲ妨害セシ罪」に適用すべきことを進言した⁶。更に一週間後には、案を具体化して「退韓ハ司法上ノ処分ニ非スシテ」、「予防ノタメノ行政処分」の制度、すなわち領事裁判権に属する司法処分ではなく、領事警察権に属する行政命令の制度として制定することを提案した⁷。

しかし、政府からは何等の反応もなかったため、翌 1882 [明治 15] 年には、領事近藤真鋤(釜山管轄)・総領事前田献吉(元山管轄)の連名で、「犯罪ヲ未然ニ予防スルハ行政上ノ要務」であるが故に、「未タ罪科ヲ犯シタルコトナシト雖モ過激ノ言論ヲ発シ或ハ過激ノ挙動アル者」、「一タヒ罪科ヲ犯シタル者ニテ再犯ノ懸念アルモノ」に対する在留禁止制度を設けることを催促した。その前例としては、日本国内における「過激言論」に対する行政処分としての印行禁止・演説禁止などの行政処分、そして英国の「日清在留英国人取締法令」の関連規定を挙げている®。

このような現場からの度重なる要求により、ようやく中央政府内においても議論が行われることとなった。同年12月には布告案が纏まり、外務卿・井上馨、司法卿・大木喬任の連名で太政大臣・三条実美へ在留禁止制度制定の件が上申された。その理由に関しては、「現今朝鮮国漸ク外交ヲ重ンシ万国ノ公例ニ従ヒ広ク欧米諸国ト交通セントスル時」であるが故に、在留日本人が紛擾を起こす場合、「独リ在留地方ノ平安ヲ害スル耳ナラス御交際上不都合不尠」と述べている。すなわち、居留地の安寧秩序と対朝鮮外交を主眼とした領事館側の提案理由に加え、中央政府レベルでは、対欧米外交に及す悪影響が懸念されていたことが分かる。また清国については、朝鮮在留民のような過激粗暴の行動は未だないものの、安寧の保持と在留民善導のために必要と判断し、在留禁止制度を適用することになった。同草案は、翌年の1883[明治16]年2月21日に元老院で審議・修正され、同年3月10日付で「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」(明治16年太政官布告第9号。以下「取締規則」と略す)が制定されるに至った100。

(2) 清国及朝鮮国在留日本人取締規則の内容

「取締規則」は全文五条からなっている(全文は本文末尾の〈資料1〉を参照)。同規則では、「該地域ノ安寧ヲ妨害セントスル者」、または「其行為ニ因リ該地域ノ安寧ヲ妨害スルニ至ルへキ者」と認定される者に対して、領事の行政命令として、1年以上3年以下の在留禁止を規定した。在留禁止を命ぜられた者は15日以内に退去しなければならないが、相当の理由がある場合には猶予期間が与えられた。また、領事の裁量として、保証金を出して在留を許可することが出来るが、再び「安寧妨害」の挙動がある場合には、保証金は没収、且つ在留を禁止するよう定められた。その他、在留禁止命令違反者に対する懲罰内容(11日以上1月以下の重禁錮、2円以上100円以下の罰金)が規定され、在留禁止処分に対する上訴は認められなかった。

同規則の持つ特徴として以下のようなことが挙げられる。まず、その適用の対象が非常に広範、且つ曖昧なものであった。「安寧妨害」の内容については、具体的な内容が全く規定されておらず、すべてが命令権者である領事の判断に委ねられた。また、「安寧ヲ妨害セントスル者」や「其行為ニ因リ [……] 安寧ヲ妨害スルニ至ルヘキ者」という規定により、特定の行動が問題を惹起していない段階、更には未だ行動を起こしていない段階においてさえ、在留禁止を命ずることが可能であった。

二つ目に、同規則による在留禁止命令が領事裁判権による司法処分ではなく、領事警察権に属する行政命令として定められた点も指摘しておきたい。つまり、犯罪事実を立証しなければならない司法裁判とは異なり、領事が職権をもって特定の人物が「該地域ノ安寧ヲ妨害セントスル者」、または「其行為ニ因リ該地域ノ安寧ヲ妨害スルニ至ルヘキ者」と認めるだけで退去させることができたため、その手続きが極めて簡単、且つ便宜的なものであった。刑期満了、若しくは罰金の支払いが済めば、再び居留地で自由に活動できる司法裁判に比べれば、問題人物を物理的に一定期間その地から退去させる在留禁止制度は、領事の居留民取締の観点からみれば、非常に都合のいいものであった。

さて、内閣側が先例として挙げている英国の「日清在留英国人取締規則(1865年)」について検討してみよう。英国の規則も、その適用対象に関する規定は日本とほぼ同じであり、非常に広範な適用ができるようになっていた。しかし命令・執行のプロセスにおいては、その趣を異にしている。まず英国の規則は、「安寧妨害」の嫌疑のあるものについて、保証金を出させてその改悛を図るという旨で、保証金の支払いができない人に対して在留禁止の処分を下すように規定していた。また、中国および日本における英国の管轄領事裁判所が下した在留禁止命令に対して、本国の最高裁判所がこれを審査して、命令そのものを破棄、もしくは在留禁止期間の加減を含む確定決定を下すことにより、ようやくその効力を持つものであった。つまり、最初の命令から審議・承認・確定に至るまで、司法機関によって行われる司法処分としての性格を持っていたのである110。

三つ目に、在留禁止処分に対する上訴が認められなかった点である。領事の裁量により相当の保証金をもって在留を許可することはできるものの、最初に下された処分そのものに対しては、何等の不服申立もできなかったのである。元老院審議における内閣委員(参事院議官補)・木下周一の答弁から、その意図が伺える。本件は外国に関わる事項として迅速な処置が必要であり、上訴を許可した場合、「上訴セル為メニ仍ホ其地ニ淹滞スルヲ得セシムルヤ在留禁止ノ効用ヲ失ス」という理由を掲げると共に、そもそも行政命令であるため、上訴は認められないと述べたのである¹²⁾。1890年の「訴願法」(明治23年法律第105号)によって行政処分に対する不服申立が可能になったことを考慮すれば、この時点で「取締規則」における上訴不可の規定は当然のことであったとも言える。

2) 「清国及朝鮮国在留日本人取締規則」改正(明治 18 年太政官布告第 26 号)

「取締規則」の制定当時、日本人の売買春行為など、「風俗」に関わる事項は同規則の適用対象としては想定されていなかった。元老院における審議の際に、清国における売買春が「我国体を欠損」するため、「取締規則」を適用するのは可能なのか(長岡護美)という質疑に対して、内閣委員・木下周一は「売淫等 [……] 風俗上ニ渉ル事項ハ本案ニ含蓄セサルナリ」と答弁して、適用外であることを明らかにした¹³⁾。

しかし、「現場」の領事からは「風俗」関係にも「取締規則」を適用、在留禁止処分による強力な統制を加えたいという要望が続いた。同規則が発布されてから一ヶ月も立たない 1883 年4月3日、上海総領事は「其行状陋態悪劣ニシテ為ニ地方ノ風俗ヲ敗壊シ随テ衆庶ニ貽害アラントスル輩」に対して、「取締規則」を適用して在留禁止処分を下すことの可否について上申したところ、政府は「行状陋態悪劣ナル者ト雖モ其地方ノ安寧ヲ妨害ナキモノハ在留日本人取締規則ニ照シ処分スルノ限ニ無之候事」と答弁して、「風俗敗壊」は「安寧妨害」として認められず、従って「取締規則」による在留禁止処分の適用対象にならないとの旨を明らかにしたことがあった¹⁴。

その後、風俗取締の必要性が認められ、1885 [明治 18] 年には、「取締規則」に売淫を中心とする「風俗壊乱」の内容が追加されるに至った。既存「取締規則」の第一条に、「風俗ヲ壊乱セントスル者」「其行動ニ由リ該地方ノ [……] 風俗ヲ壊乱スルニ至ルヘキ者」の項目が追加された(明治 18 年太政官布告第 26 号)¹⁵⁾。その理由に対しては、「近年両国在留人民中売淫ヲ業トスル者漸ク増加シタルモ我取締法充分難相立ニ因リ之カ為其他ノ風俗ヲ乱シ且ハ我国ノ体面ヲ汚サンコトヲ恐レ [……]」と説明している¹⁶⁾。

3) 「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」(明治 29 年法律第 80 号)

1886年「公文式」(明治19年勅令第1号)の発布により、太政官布告の法令形式は廃止され、 勅令・法律として代替されることになったが、1889 [明治22]年公布された「大日本帝国憲 法」第76条、「法律規則命令又ハ何等ノ名稱ヲ用ヰタルニ拘ラス此ノ憲法ニ矛盾セサル現行ノ 法令ハ總テ遵由ノ効力ヲ有ス」との規定により、「取締規則」はそのまま効力を維持して施行 されてきた。

1896 [明治 29] 年 3 月 21 日, 第 9 回帝国議会衆議院に鈴木充美・小室重弘により「清国及朝鮮国在留日本人取締法案」が提出された。全十条からなる同法案は,「取締規則」を基にして, 幾つかの修正が加えられたものであった¹⁷⁾。衆議院および貴族院の決議を通って成立・公布された「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」(以下,「取締法」と略す)の内容上の特徴は次の通りである(全文は〈資料 2〉を参照)。

まず. 在留禁止命令の適用対象に関する規定がより厳密になったことである。「取締規則 |

における「其行為に因り [治安を妨害, もしくは風俗を壊乱] スルニ至ルヘキ者」という規定が削除され、拡大解釈や在留禁止処分の濫用の抑制が試みられた。

また、領事に取締の権能を与える目的から「取締規則」では排除されていた上訴条項が新設された。在留禁止の受命者が処分内容に不服である場合、命令を受けて三日以内に領事を経て外務大臣、若しくは駐剳公使に命令取消の申請を行うことが可能になった。このような申請に対して、外務大臣、若しくは駐剳公使はその事実を審査して、領事命令を認可、または取消を命令し、これをもって確定命令とする。日本国内では、行政官庁の処分に対する不服申立を規定した「訴願法」が制定・施行されていたが、在外領事の行政命令はその対象ではなかったため、「取締法」それ自体に上訴規定を設け、国内における訴願制度との平衡を図る必要があったのである。

最初衆議院に提出された原案では、不服申し立ての審議結果が出るまで「該命令ノ執行ヲ停止ス」という文面があったが¹⁸⁾、政府委員として出席した外務次官・原敬は、日本公使が駐剳している京城や天津での処分はともかく、元山・上海のように交通・通信に相当の時間を要する場合、「上告シタ者ガアッタトキハ、二箇月以上其保ニ在留セシメラル、」ことになりかねないため、政府としては受け容れ難いとの反対意見を披瀝した。提案者の一人である小室がこれを諒承し、該当項目は削除された¹⁹⁾。貴族院の審議では、更に外務省側の主張を反映して、念を押すかのように「但此場合ニ於テ其命令ノ執行ヲ停止セス」という但し書きを加えることになった²⁰⁾。在留禁止受命者に「改悛ノ情」があると判断した時には、領事の職権、もしくは地方長官(本籍地の知事)の証明により、いつでも命令を取り消すことが可能になったことも主な変化の一つである。

要するに、命令処分の対象をより限定し、命令に対する異議申立ておよび取消の条項を設け、 濫用されてきた領事の権限に制限を加え、在留民の権利を守る法的装置を備えたと言える。しかし、かかる法文の改正にも拘わらず、領事による在留禁止処分の濫用問題は後を絶たず、後述する「取締法」改正議論の火種となった。次頁の表1は、「取締規則」の制定から「取締法」の成立まで、在留禁止法令の変遷を整理したものである。

4) 在留禁止法令の解釈と運用

「取締規則」(のち「取締法」) は、その規定上の曖昧な文面、領事に与えられた広範な裁量権のため、制定初期から解釈をめぐって様々な議論が起こった。「現場」の領事官が法令適用に際して様々な疑問を呈し、これに対する政府(外務省)の回答を通じて、運用の原則が定められてきた。

まず、在留を禁止する「該地方」の概念が不明確であったため、1886年仁川領事は「単二当港内在留ヲ禁止スルニ止マリ釜元京地方ニ於テハ在留スルモ敢テ差支無之モノニ候哉将タ当

表1 在留禁止法令の変遷

	清国及朝鮮国在留日本人取締規則(明治16年太政官布告第9号)	左規則改正 (明治 18 年太政官布告第 26 号)	清国及朝鮮国在留帝国臣 民取締法(明治 29 年法律 第 80 号)
命令権者	領事	_	領事
対 象	① 該地域ノ安寧ヲ妨害セントスル者、② 其行為ニ因リ該地域ノ安寧ヲ妨害スルニ至ルヘキ者	①該地域ノ安寧ヲ妨害セントスル者、②其行為ニ因リ該地域ノ安寧ヲ妨害スルニ至ルヘキ者、③風俗ヲ壊乱セントスル者、④其行為ニ因リ風俗ヲ壊乱スルニ至ルヘキ者	ントスル者,②風俗ヲ壊
在留禁止期間	1年~3年	_	1年~3年
保証金制度	あり	_	あり
退去期限	15 日以内	_	15 日以内
猶予期限	あり	_	あり
在留禁止処分違反	11 日~1 月の重禁錮+2 円 ~100 円の罰金	_	11 日~1 月の重禁錮+2円 ~100 円の罰金
上 訴	不可	_	3日以内に領事を経て外務 大臣若しくは駐剳公使に該 命令取消を申請(命令執行 停止せず)
在留禁止令取消	条項なし	_	領事の職権若しくは所轄 地方長官の証明で命令取 消可能

国内或ハ清国ト云へトモ在留スルヲ得サルノ意ニ候哉」と朝鮮駐剳公使の有権解釈を求めた²¹⁾。当初、釜山に居住する対馬人に対する統制手段として想定・発議された法令であったため、「地域」の概念について明確な審議がなされなかったが、朝鮮内における居留地の拡大と地域間の移動の拡大に伴い、より厳密な解釈の必要が提起されるにいたったのである。これに対して、臨時代理公使・高平小五郎は、「清国及朝鮮国云々ノ文字ヨリ見ルトキハ即チ朝鮮国駐剳ノ領事ハ其任地ノ仁川ニ在ルト京城釜山若クハ元山ニ在ルトヲ論セス都テ朝鮮国内ニ在留スルコトヲ禁止スルノ文意ナルカ如シ」との解釈を下した²²⁾。引続き、外務大臣・井上馨は「朝鮮国駐剳ノ帝国領事ハ其任地ノ仁川ニ在ルト京城釜山若クハ元山ニ在ルトヲ問ハス右犯罪者ノ朝鮮国内ニ在留スルコトヲ禁止スルトノ意ニ有之候処右ハ清国ニ及ハサルモノト御心得有之可然候」との通達を発し、「該地域」とは、それぞれ「朝鮮国全体」、「清国全体」という解釈を確定した²³⁾。

翌月,外務大臣は「地域」および「管轄」問題に関する一層詳しい原則を定め、在清国・朝鮮各領事宛に内訓を送った。その内容は次の通りである。①当該人物の該地方における住居の有無に拘らず処分可能である。②甲領事館管轄地域内で処分を受けるべき者が乙領事館管轄地域に居る場合、甲領事は命令を発することが可能であり、乙領事に執行を嘱託する。③

処分命令を受けるべき者が処分前にその地を立去った場合、処分命令を追発することはできない。④「取締法」上の「領事」は総て命令を発した領事を称す。しかし、②の場合、命令取消申請を乙領事に提出した時は、乙領事はこれを甲領事に送致する。⑤甲領事館管轄区域内で処分を受けるべき者が乙領事官管轄区域内に一定の住居を有している場合、甲領事は処分命令を発する前に本人の平素の性行に関して一応乙領事の意見を問い合わせること、ただし、緊急時にはこれに限らない、との五項目であった²⁴。

更に、在留禁止処分の執行に際して問題になったのが、送還の方法および経費の問題であった²⁵⁾。後に「領事官職務規則」(明治33年勅令第153号)により、「救助又ハ取締ノ為必要ナルトキハ日本臣民ノ送還ヲ日本船舶ノ船長ニ命スルコトヲ得」ることとなり²⁶⁾、「船員法ノ規定ニ依ル送還費用ノ償還ニ関スル件」(明治33年勅令第415号)により、その費用は本人、もしくは扶養義務者が負担し、それが出来ない場合は被送還者の住所地府県(住所不明の場合、到着地府県)の負担と定められた²⁷⁾。ただし、留置・移動・宿泊など、その陸上における費用支弁について規定がなかったため、漢口²⁸⁾・遼陽の事例のように、内陸部にある領事館には悩みの種であった。「単二退去ヲ命スルノミナレハ其命令執行ハ完全ト云フ可カラス」、また毎回「遠路大連地方迄護送スルハ到底其繁ニ堪へス」ことであったのである²⁹⁾。

在留禁止者の陸上送還費用を負担する行政官庁、例えば朝鮮総督府は、「近来支那在留者ノ送還者増加二伴ヒ屡々其ノ鮮内旅行二要スル旅費ノ支出ヲ求メラルル向アルモ本府ニ於テハ此種ノ費用ヲ支出スル途ナキニ付今後ハ各位ニ於テ此点充分考慮セラレ齟齬ナカラシメムコトヲ希望ス」と述べ、費用支弁を拒む姿勢を示している³⁰⁾。場合によっては、在留を禁止された人物が「一厘の蓄へなく各地各官署の厄介となり或は乞食を為し漸く飯宅」した事例もある³¹⁾。

もう一つ指摘しておきたいのは、行政処分としての在留禁止と司法処分との関係である。司 法処分に必要な犯罪事実構成の証明や煩わしい裁判過程を要しないため、行政命令としての在 留禁止処分が活用されたが、一方では司法処分と共に在留禁止処分が執行される場合もあった。 司法裁判で無罪判決が下されるか、刑期満了で自由の身になったとしても、在留禁止処分その ものが取り消されない限り、定められた期間中には元の場所に戻ってくることが出来なかった。 そのため、領事館警察の活動において、在留禁止処分は一種の安全弁とも言える役割を果した のである。

かかる側面は海外在留の「思想犯」取締に特に効果を持っていたと思われるが、「思想犯」に対する在留禁止処分の効果をもう一つ挙げることができる。特に、在中・在満朝鮮民族運動関係者を逮捕した場合(「取締法」の朝鮮人への適用拡大については後述)、在留禁止を命じて朝鮮内の本籍地へ送還することにより、諸法規が定めている領事裁判の第二審裁判の管轄地とは関係なく³²⁾、朝鮮総督府裁判所検事局に送致して、朝鮮人「思想犯」を専門とする「思想検事」の下で捜査および裁判を行うことを可能にしたのである。

その事例を、『アリランの歌』の主人公として知られている朝鮮の社会主義運動家・金山(本名・張志楽)の検挙と在留禁止処分に見ることができる。1930年11月、北京で中国警察に検挙された金山は、翌年2月には日本の領事館警察に身柄が渡され、天津総領事館で3年間の在留禁止処分を受けると共に朝鮮に押送された。治安維持法違反の嫌疑により、新義州地方法院で司法裁判に掛けられが、証拠不十分で釈放された。その後、在留禁止を無視して北京に戻り、1931年6月には再び逮捕され天津総領事館で領事裁判を受けることになるが、またもや証拠不十分で不起訴に終わった。しかし、在留禁止処分違反のため、20円の罰金と共に懲役1ヶ月を服役した後、朝鮮に押送されて1931年在留禁止処分の残余期間分、すなわち1934年1月まで朝鮮を離れることが許されなかったのである33)。

これに加え、満洲から退去を命じられた朝鮮人思想犯には、「保安法」(光武11〔1907〕年法律第2号)の第5条「政治二関シ不穏ノ動作ヲ行フ虞有リト認ムル者ニ対シ其居住場所ヨリ退去ヲ命シ且一箇年以内ノ期間ヲ特定シ一定ノ地域内ニ犯入ヲ禁止スルコトヲ得」という規定による居住制限が朝鮮総督府によってなされ、二重の制限装置として機能した事例もある。条文上では「一定ノ地域内ニ犯入ヲ禁止」とあり、特定地域への移動を禁止する旨であったが、実際には離島に居住を制限する、いわば「島流し」の流刑として運用したのである340。

一方,警察当局者の中には,行政処分と司法処分を混同する場合もあったようである。1921年,間島総領事は朝鮮総督宛に公文を発し,間島で逮捕して朝鮮総督府裁判所に押送した被疑者に対して,「審理ノ結果無罪ノ申渡ヲ為シタル場合又ハ服役期間満了ノ際鮮内地方官憲ハ在留禁止命令モ同時ニ無効ニ帰シタルモノト誤解シタルカ又ハ在留禁止命令ニ気付カサル為ナルヤ直ニ当地方ニ帰還ヲ許シ甚シキハ旅行証明サへ発給シテ旅行ノ安全ヲ保証スル場合サへ有之」と述べて,行政処分としての在留禁止処分は,司法処分とは全く別個のものとして効力を持つ旨を地方官に周知徹底させるよう要請したこともある。55)。

多くの場合,行政処分で司法処分を代替することが問題になったが,異例的に領事と刑事被疑者の利害が一致した「取引」の結果として在留禁止処分が執行されることもあった。朝鮮内地で詐欺賭博を営んでいた日本人数名が朝鮮人博徒と衝突し,朝鮮人が斬殺される事件が発生して,領事館警察に逮捕された。彼等は自らの正当防衛を主張する一方,司法処分よりは「退韓」の行政処分を希望した結果,領事は在留禁止処分を下すことで事件を終結させた事例が見られる360。在留禁止命令により司法裁判を回避するのみならず,本籍地に帰るだけで即刻自由の身になれるという側面は,一部の刑事被疑者においては非常に都合のいいことであったに違いない。

2. 日本帝国の拡大と在留禁止法制の展開

1) 日本の植民地獲得と「取締法」の拡大適用

下関講和条約の結果,台湾が日本に割譲されることになり、台湾住民に対する二年間の国籍選択期間が終了した1897 [明治30] 年5月には、台湾の「本島人」および「台湾籍民」³⁷⁾ が法律的に日本の「臣民」に編入された³⁸⁾。国籍選択期間中であった1896年3月に厦門に領事館が開設され、台湾人の保護・取締に取り組んでいたが、1900年以後、「日本臣民」として「取締法」に基づいた在留禁止処分が執行された³⁹⁾。

一方,朝鮮人の場合,1910年8月29日裁可・公布された「韓国併合ニ関スル条約」によって「帝国臣民」に編入されるが、「取締法」適用の法的根拠は、1905年に遡る。「第二次日韓協約」(1905年11月17日)の結果、日本の保護政治が実施され、日本が韓国の外交を代行するようになった。在外韓国人も日本領事館の管轄下に属するようになったため、「明治三十三年勅令第五十三号領事官職務規則に規定せる帝国日本又は日本臣民等の文字は総て韓国又は韓国臣民等に準用」するようになった。その結果、「清国駐在領事官は明治二十九年法律第八十号清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法を準用し其管轄区域内に在る韓国臣民に対し在留禁止を命することを得ること」となった40。

一方,韓国に在住する日本人は、1905年以後も相変わらず「取締法」の適用対象であった。 既存の公使館・領事館が廃止され、漢城に韓国統監府、そして地方に理事庁が設置されること になり、在留禁止の命令権者である領事の職制自体が消滅してしまったため、その法的根拠を 設ける必要があった。「統監府及理事庁官制」(明治38年勅令第267号)第二十四条の「理事官 ハ統監ノ指揮監督ヲ承ケ従来韓国在勤領事ニ属シタル事務並条約及法令ニ基キ理事官ノ執行ス ヘキ事務ヲ管掌ス」という規定により、韓国各地駐在の理事官が領事事務を継承する法的根拠 を設けた。

引続き 1906 年 6 月 27 日に同時に公布された「内国官憲ノ管掌ニ属スル事項ニ付統監ノ職権ニ関スル法律」(明治 39 年法律第 57 号),そして「韓国ニ於ケル内国官吏ノ管掌事務ヲ統監ノ職権ニ属セシムル件」(明治 39 年勅令第 167 号)を通じて、外務省管轄の「取締法」を韓国内に限り韓国統監府に移管する根拠が整備された。前者は「韓国ニ関スル事項ニシテ法律ノ規定ニ依リ内国官憲ノ管掌ニ属スルモノハ勅令ヲ以テ之ヲ統監ノ職権ニ属セシムルコトヲ得」と包括的に規定しており、後者は「居留民団法、清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法、戸籍法」など、従来各省大臣の管轄に属していた具体的な事項に対して、「韓国ニ関スルモノハ統監之ヲ行フ」ことを定めたものである。かかる規定により、「取締法」の解釈上、「領事」は「理事官」、「外務大臣若ハ駐剳帝国公使」は「韓国統監」と置き換えられ、効力を持って施行された。

1910年韓国併合後にも「取締法」は効力を保ち、朝鮮在住日本人に対する在留禁止処分は

引続き行われた。法令そのものは、「朝鮮二於ケル法令ノ効力二関スル件」(明治四十三年制令第一号)の「朝鮮総督府設置ノ際朝鮮二於テ其ノ効力ヲ失フへキ帝国法令及韓国法令ハ当分ノ内朝鮮総督ノ発シタル命令トシテ尚其ノ効力ヲ有ス」という規定により法令自体の存続根拠を確保したが⁴¹)、命令権者および所轄官庁の再規定はなされなかった。1905年当時、数件の法令をもって統監府および理事官の韓国における「取締法」の管轄権を明確に規定したのとは異なり、韓国併合後の「朝鮮総督府設置二関スル件」(明治43年勅令第319号)および「朝鮮総督府官制」(明治43年勅令第354号)では、新領土の朝鮮における総督府の設置を定めているのみであり、「統監府及理事庁官制」の廃止、または継承に関する一切の法令が出されなかったのである。結局、朝鮮総督府と韓国統監府・理事庁との承継関係については、まったく再規定がなされなかった。従って「取締法」の命令権者についても移管に関する何等の法的根拠を持たないまま、朝鮮総督府警務総長および各道警務部長の管轄事項となったのである⁴²)。

このような行政手続上の不備の外、韓国併合以後の朝鮮における在留禁止制度の適用はより 根本的な問題を持っていた。もはや日本が領事警察権を持つ、外国としての朝鮮国は存在しな いのみならず、朝鮮全土が「帝国領土」、朝鮮人全体が「帝国臣民」となり、「取締法」の規定 する「朝鮮国」、「帝国臣民」の意味合いが大きく変っていたのである。朝鮮在住日本人(「内 地人」)にこれを適用する場合、「帝国領土」から「帝国臣民」の在留を禁止することになり、 同じ理屈から言えば、朝鮮人を朝鮮から退去させることさえ可能になる。かかる法規上の矛盾 点にも拘らず、「武断政治」下の朝鮮では、「内地人」に対する在留禁止処分が、1911年15人、 1912年4人、1913年1人、1914年14人など、暫くの間継続して実施された⁴³。

2) 「外地」における在留禁止法令と各地域間の連携

帝国日本の拡張と共に,既存の在留禁止制度(「取締法」)の適用対象が「新附の臣民」に拡大されただけではなく,新領土の「外地」における人の移動・居住を制限する類似の植民地立法が行われた。帝国の版図が拡大されると共に,人身支配の法制が次第に拡張・連鎖して機能するに至ったのである。

(1) 「台湾保安規則」(明治 33 年律令第 21 号)

「台湾保安規則」は全文12条からなる、台湾本島内における「内地人」および外国人の予戒命令および在留禁止を規定したもので、内容上「取締法」と大同小異である。「治安妨害」「風俗壊乱」の者のみならず、同規則第一条に規定により二回以上予戒命令を受けた者がその行動を改めない場合、1年以上3年以下の在留禁止命令を下すことを定めている440。つまり、「取締法」が規定している包括的な「安寧妨害」は勿論、台湾の治安確保に障碍になると判断される無頼行動や政治・言論活動までを、その適用対象としていたのである。

同規則の制定理由については、「本島二在住セル内地人又ハ外国人中往往台湾人民ノ無智ニ

乗シ姦計詐譎ヲ行ヒ或ハ本島従来ノ善良ナル風俗ヲ壊乱スル者アリ且内地人ノ言行ニシテ新附ノ台民ニ対スル内地人ノ威信ヲ害シ或ハ一葦帯水ノ対岸清国人民ニシテ浮言流説ヲ以テ人民ヲ誘惑シ延テ政務ニ影響スル者等アリテ本島統治上支障少カラス」と述べている⁴⁵⁾。つまり、不良「内地人」による無頼行動によって日本統治の威信が揺らぐことを防止すると共に、台湾の社会を攪乱する外国人、とりわけ清国人の取締の手段として制定されたのである。その対象が「外国」であるか、「植民地」であるかの差異はあるものの、海外在留日本人(内地人)の取締を通じて、外交/統治の障碍を取り除き、異民族に対して日本国家の威信を保とうとする趣旨においては相通ずるものである。

台湾総督府の機関新聞である『台湾日日新報』は、「台湾保安規則」が取締の対象とするのは、「司法行政の外に跳梁して、私利私慾を逞ふせんとする」者、すなわち「第一官吏の休免職者、第二請負業の失敗者、第三立法上或る資格を失ひたる者、第四一種の野心を有する者、第五兇器に代ゆるに文筆を以てし以て人の財を奪はんとする者、第六純然たる浮浪の徒及び無頼漢」であると述べ、同規則の施行を歓迎した460。

「台湾保安規則」の成立が持つ意義は、在留禁止の制度が植民地に応用・拡大された最初の 事例であるに止まらない。むしろ注目すべきは、既存の「取締法」との連動を通じて、日本帝 国の植民地・勢力圏における「臣民」の移動・居住を統制するシステムが、地域・管轄を超え て、「帝国大」に機能し始めたことである。

台湾で罪を犯した者が清国厦門・福州地方に逃亡した場合,在清国領事はその者に対して在留禁止処分を下すよう,内務大臣より外務省へ要請した。かかる要望を受けた外務省は,できるだけ協調する方針を決め,在厦門領事宛に次のような訓令を発した。「台湾ノ逃遁者又ハ非行者ニシテ共ニ該地方ノ安寧ヲ妨害シ又ハ風俗ヲ壊乱セントスルモノト認ムルモノハ当該領事ニ於テ猶予ナク処分セラルヘキハ勿論ニ候処単ニ台湾ノ逃遁者又ハ非行者タルノ故ヲ以テ該地方ノ安寧風俗ニ関係ナキモノ迄モ在留禁止ヲ命スルハ法文ノ精神上難取計ケレトモ右取締方ニ関シテハ十分注意ヲ加へ便宜相当ノ処分相施シ可申[……]右様御了承ノ上自今総督ヨリ貴官へ照会有之候節ハ取締方十分注意ヲ加へ便宜相当ノ処分相成度」と述べている47。つまり,中国領内に逃走した台湾の犯罪者全員に在留禁止処分を下す訳にはいかないが,台湾総督府よりの要請がある場合には、それに積極協力するとの趣旨である。

(2) 「関東州在留者取締規則」(明治39年関東都督府令第8号)

日露戦争で獲得した関東州にも、1906年9月1日、関東都督府の設置による民政移管と共に在留禁止の法令が設けられた。「関東州在留者取締規則」(明治三十九年関東都督府令第八号)は全文11条と附則からなっているが、その内第五条から第十一条までが在留禁止に関連する規定である。同規則も、前記の「台湾保安規則」同様、「治安妨害」「風俗壊乱」の嫌疑のある者に対して1年以上3年以下の在留禁止を規定するなど、「取締法」をモデルにしていること

が分かる。ただ、適用対象を「内地人」および、清国人を除いた外国人としており、清国人を 取締の対象と想定していた「台湾保安規則」とは差異があった。

また同規則は、「関東都督府令及関東州民政署令ハ関東州外南満洲鉄道附属地ニ之ヲ準用ス」 との原則により、関東州管内のみならず、満鉄附属地にも適用された⁴⁸。

満洲一帯において管轄区域を接している関東州・満鉄附属地と在満各領事館の場合,前述の台湾と厦門・福州との関係と同じく,問題の人物が両者の管轄区域間を往き来したり,またはそれに跨ったりするのが容易であったため,取締に関する相互協力を必要とした。「関東州在留者取締規則」が発布・施行されて間もない同年9月21日,外務大臣より満洲の奉天・牛荘・安東各領事宛に,満洲における「帝国臣民」の在留禁止処分の協力・共助に関する内訓が発せられた。その内容を要約すれば、次の通りである。

①満洲地域(満鉄附属地以外)で在留禁止処分を命じられた者が関東州内に移転した場合,領事は直ちにその事実を都督府に通知し、領事官の請求がある時は、都督府はその者を関東州在留禁止処分に処する。また、満鉄附属地内に入った場合は、都督府は警察官を派遣して退去命令を執行する。②関東州ならびに満鉄附属地の在留者として都督府より在留禁止処分を命じられた者がそれ以外の満洲地域に移転した場合、都督府の請求がある時は、在満洲領事がその者を清国禁止処分に処する。③関東州または満鉄附属地内の居留者が満洲地域の安寧を妨害または風俗を壊乱せんとする場合、領事の請求によって都督府はその者を関東州または満鉄附属地内在留禁止に処する。④満洲地域居留者が関東州または満鉄附属地内の安寧を妨害、または風俗を壊乱せんとする場合、都督府の請求によって在満洲領事はその者を清国在留禁止に処する。との四項目であった49。

管轄を異にする複数の機関の協力は、台湾と厦門・福州、関東州・満鉄附属地と満洲だけでなく、文字通りの「一衣帯水」の関係である満洲(とりわけ間島)と朝鮮の間でも試みられた。1911年、間島総領事より外務大臣・林董宛に、「退清処分ヲ命シタル者ノ内該命令ノ効力清国以外ニ及ハサルヲ奇貨トシー韋帯水ヲ巨ツル朝鮮側対岸ニ移転シ夜陰ニ乗シ潜カニ豆満江ヲ渡リテ間島ニ出入スル者往々有之之レガ取締上頗ル困難ヲ感シ候ノミナラス斯クテハ事実上退清処分ノ効力ヲ見ルコト能ハサル次第」のため、朝鮮総督府が「少クトモ北鮮地方ニハ在留セシメサル様」との要請を行ったことが確認される500。かかる「鮮満」間の協力体制は、後日朝鮮における在留禁止処分の存続が問題になった際、朝鮮総督府側が撤廃の不可を主張する根拠にもなった。

(3) 「青島守備軍在留者取締規則」(大正5年軍軍令第27号)

第一次世界大戦で占領して、1917年まで軍政を施した旧ドイツ領・膠州湾租借地の青島守備軍管轄地内でも類似の在留禁止制度が施行された。ここでも先例に従い、「治安妨害」「風俗壊乱」の虞のある者に対して1年から3年の在留禁止処分を規定している⁵¹。同規則の制定背

景として、日本人移民の「大部分ハ地勢的関係ヨリ大連満州又ハ朝鮮辺ヨリ来レルモノニシテ中ニハ相当ノ資本ヲ擁シ確乎タル目的計画ヲ立テ居ルモノモ亦之レ無キニアラサルヘシト雖モ此等ハ比較的極メテ小数ニシテ彼等カ殖民地ニ於ケル経験ヲ利用シ其失敗ノ旧歴ヲ此地ニ於テ回復セントシテ所謂『青島熱』ニ乗シテ来航セルモノ頗ル多キハ争フへカラサル処ニシテ渡来後予想通リノ事業ニ着手シ得サルモノ或ハ顧客少ナキカ為メ損耗ヲ重ネツ、アルモノ或ハ単ニ働キロヲ求メ得ンシテ空シク彷徨セルモノモ亦少ナカラサルカ如シ」とされており、新占領地に押し寄せる植民地出身一旗組に対する取締の必要が高まっていったことが分かる520。

(4) 「南洋群島在留者取締規則」(大正14年南洋庁令第3号)

軍政下の南洋群島では1916年3月民政令として「居住者取締規則」を発布,「公安,風俗ヲ 害スル」者に対して1年以上3年以下の在留を禁止する規定を設けた。翌年には,上陸保証金 制度および外国人旅行の許可制度を追加した「南洋群島渡航及居住者取締規則」(大正6年南洋 群島民政令第10号)が制定され,前記「居住者取締規則」を代替した。南洋庁設置後の1925年 2月,日本人と外国人に対する取締規定を分離して,「外国人入島ニ関スル件」(大正14年南洋庁 令第1号)および「南洋群島在留者取締規則」(大正14年南洋庁令第3号)を制定するに至った530。

「取締法」を始め、帝国日本の植民地・勢力圏における在留禁止の法令を整理したのが表2である。適用対象や在留禁止期間、違反者の処罰規定、上訴規定など、多少の差異はあるものの、いずれも「取締法」をモデルとしているため、基本的骨組みにおいては一致している。清韓在留の日本人無頼輩や売春業を取り締まるために始まった同制度は、帝国日本の膨張と共に適用対象を拡大すると共に、新たに獲得された植民地・勢力圏では類似の外地法制として拡張していったのである。これにより、帝国全体に亘る在留禁止の法制が完成され、「外地人」を含む「帝国臣民」、更には外国人をも対象として、人の移動・住居に対する統制システムとして作動したのである。

3) 暹羅国 (タイ) への「取締法」拡大をめぐる議論

1901 [明治 34] 年,在バンコク領事より「取締法」の施行地域を暹羅国に拡大することを願う稟請が発せられた。近年日本人のシャム国への往来が頻繁になるに連れ,「動モスレバ無頼不良ノ徒モ出入シテ新タニ渡航シタル本邦人ヲシテ当国ヲ誤解セシメ若クハ暹国人ヲシテ本邦人ヲ誤解セシムルガ如キ場合」があると前提し、日本が治外法権を保有しているシャム国で日本人無頼輩の取締を全うにするのは「彼我条約上ノ本旨」でもあるため、「清韓ニ於ケル在留帝国臣民取締法ヲ当国ニ適用」することが望ましいと述べている540。かかるバンコク領事の主張に肩を持つかのように、在暹羅国辨理公使・稲垣満次郎も「従来ノ経験上頻ル其必要ヲ感セシノミナラス将来ニ於テモ益々其必要ニ迫マラル、事情可有之」と言って、在留禁止命令の法令整備を催促した550。このような進言に対して、外務省側は冷淡な反応を示した。「取締法」

表2 「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」との比較

	清国及朝鮮国在 留帝国臣民取締 法 (明治 29 年法 律第 80 号)	台湾保安規則 (明治33年律令 第21号)	締規則(明治39	者取締規則(大	南洋群島在留者 取締規則(大正 14年南洋庁令第 3号)
命令権者	領事	地方長官	所轄民政署長	(軍司令官)	所轄支庁長
	帝国臣民	内地人または外 国人	する者)	内在留者	在留者 (島民を 除く)
対 象		①治安を妨害で るまする者、② 名 風俗を考れ、③ 2 の 以上する者、 3 を 以上たがるのない ないないない者	る虞ある者, ② 風俗を壊乱する	る虞ある者, ②	①公安を害し,またはその虞ある者,②風俗を害し,またはその虞ある者
在留禁止期間	1年~3年	1年~3年	1年~3年	1年~3年	1年~3年
保証金制度	あり	あり	あり	なし	なし
退去期限	15 日以内	15 日以内	15 日以内	10 日以内	最近便船
猶予期限	あり	あり	あり	なし	あり
在留禁止処分違反		1月~1年の重 禁錮			3月以下の懲役, または 100 円以 下の罰金
上 訴	を経て外務大臣 若しくは駐剳公	3日以内に地方 長官を経て台湾 総督に命令取消 を申請(命令執 行停止せず)	民政署長を経て 関東都督府に命	なし	なし
在留禁止令取消	領事の職権若し くは所轄地方長 官の証明で命令 取消可能		民政署長の職権 で命令取消可能	なし	処分後 6ヶ月以 後, 南洋庁長官の 認可で取消可能

の改正のためには帝国議会における法律改正が必要であり,暹羅国は清韓両国とは事情が異なるため,まずは「詳細ナル実況ヲ調査シタル上詮議」する必要があると言い,いったん同法の拡大適用を保留した 56 。

その後、1903 [明治 36] 年末、在バンコク領事・小松緑によって再び同様の提案がなされた。 清国・韓国と暹羅国とは事情が異なるが、漸次日本人の移住が増大している状況であり、様々 な問題が発生していると述べている。特に今回のシャム国紙幣偽造事件の首謀者らは「十数年 以前ヨリ当国ニ往来シテ種々ノ悪計ヲ廻ラシタルモノ」として「国際上好シカラサル結果」が 憂慮されるため、緊急勅令を発動することを提案している⁵⁷⁾。在暹羅国特命全権公使・稲垣満 次郎が今回も賛同の意を表し、至急採用することを催促した⁵⁸⁾。

しかし外務省は、1902 「明治 35] 年末調査では、 暹羅国在留日本人は男女併せて僅か 91 名

に過ぎず、しかもバンコク駐在領事は領事裁判権を保有しているので、在留臣民取締上便利の為めに「緊急勅令ヲ以テ取締法ヲ発動スヘキモノトハ到底認メ難」く、「在留臣民百名未満ノ今日取急キ取締法ヲ制定スルノ必要ナキモノト認メラル」と言って、提案に対する却下の方針を明らかにした⁵⁹⁾。これをもって在暹羅国公館による「取締法」拡大の試みは一段落を告げることになるが、1923 [大正 12] 年に同様の意見が表明された事例があるので注目される。在安東領事・富田義銓は 1896 年に制定された「取締法」が「清国及朝鮮国共国号ノ存セサル今日尚ホ其称呼ヲ存スルハ面白カラサル次第」であるため、この際に「外国在留帝国臣民取締法ト改称シ第一条『清国及朝鮮国』トアルヲ『支那及暹羅国』ト改正」することを進言したのである⁶⁰⁾。

3. 在留禁止制度の運用と改廃をめぐる論議

1) 在留禁止処分の濫用と海外在留民の改廃要求

居留民取締の強力な手段として、領事に広範な裁量権を与えた在留禁止の制度は、施行初期から領事および領事館警察による恣意的運用と濫用が問題となった。領事館令などによって取り締まることができる単純な違反事件に対して在留禁止処分を下す場合も少なからずあり、外務本省から注意されることもあった⁶¹⁾。「取締規則」と「取締法」が規定している在留禁止理由の「安寧妨害」「風俗壊乱」は、同処分を決定する現場の領事においては、いくらでも拡大解釈・適用することができるわけであった。

特に同制度施行初期には、「安寧妨害」「風俗壊乱」を理由に在留禁止処分を下しながらも、領事の判断根拠となった「罪状」さえ明確にされない場合があった模様である。1894 [明治27] 年、外務次官は清国・朝鮮各地の領事宛に訓令を発し、それまで各領事が本省に送付した在留禁止処分報告書には「安寧妨害」「風俗壊乱」とのみ記載され、「違反者ノ言動行為等其認定ノ事実」を具体的に示していないものが度々あったため、本省としては「処置ノ当否ヲ査定スルヲ得サルノミナラス違反者ノ管轄庁等ヨリ其理由ヲ本省へ何出居際ニモ説明ニ差支アル」と述べ、在留禁止処分を認定する詳細事実について報告することを命じている⁶²。にも拘らず、在留禁止の認定根拠となる理由が適切に記載されていないか、もしくは妥当な認定根拠を持たずに処分が執行される事例は後を絶たなかった。1896 [明治29] 年、「取締規則」が「取締法」と改正され、在留禁止を命じられた者が該命令取消の上訴ができるようになったため、認定事実に対する詳細報告をすることが求められた⁶³。

在留禁止の理由記載の不備に対する不満を漏らしていたのは本省だけではなかった。在留禁止者の身柄を引受け、本籍地における居住・移動の状況を監視し、場合によっては「改悛ノ 状」の有無を判断する責任を持つ日本国内の内務行政官庁から、「禁止事由抽象的にして内地 に於ける動静視察上不便不尠」という苦情を伝えることもあった⁶⁴⁾。

そもそも「安寧妨害」「風俗壊乱」という規定そのものが極めて曖昧なものであったが、現場の領事自身がこの二つを混同することもあった。在厦門領事・上野専一の場合、1900~1903年の間数件の在留禁止処分を発しているが、清国内地への不法旅行⁶⁵⁾、他人の訴訟事件への関与⁶⁶⁾、強盗事件容疑者⁶⁷⁾、日本居留民の営業妨害⁶⁸⁾などに至るまで、その理由を悉く「風俗壊乱」と認定している。このように混乱した領事の処分に対しては外務省側も相当困惑し、「報告ヲ関スルニ当人ノ行為ハ寧ロ安寧ノ妨害ニ近キ様ヒ認候得共貴官ニ於テ風俗ヲ壊乱スルモノト認メラレタルハ如何ナル理由ニ有之候哉」と詰問する場面まであった⁶⁹⁾。

「領事の以て金科玉条とする所のものであり、時に其の乱用せらる、」⁷⁰⁰ 在留禁止制度が清国・朝鮮在留日本人の強い反発を招いたことは当然のことであろう。1901 年 8 月には、在韓国日本人の間で「取締法」に対する批判が沸騰し、廃止運動が企画された⁷¹⁰。翌 1902 年に開かれた日本人商業会議所第二回聯合会(5 月 18 日~24 日、釜山)では、仁川商業会議所が提出した「清国及韓国居留臣民取締法第一条ヲ改正シ在留禁止ノ最長期三ヶ年ヲ短縮シテーヶ年トスルコトヲ其筋ニ建議及請願スル」との議案が可決された。これに対して、仁川領事は同法第三条、第五条、第七条などに鑑みて、法の弾力的運用が可能であり、特別の問題はないとの意見を披瀝した。また、移民保護法が改正され⁷²⁰、自由渡韓が実現された今日において領事の取締権を弱化することは得策にならないという論理で、外務大臣が商業会議所の「請願」を却下するよう要請した⁷³⁰。

その他, 第23回帝国議会衆議院には,「韓満退去処分全廃ノ件」(明治40年3月11日付,大阪市・酒井栄蔵)の請願が出された。同請願は,「満韓人ハ常識ヲ逸シ到底一定ノ準縄ノ下ニ管理シ得サルヲ以テ本邦人ニシテ彼地ニ在留活動スル者トテモ只内地ニ在ルト同様ノ手段方法ニ依テ各自ノ目的ヲ達シ難キモノアリ且ツ従来清韓在留者ノ取締上尤モ弊害ノ存スルハ当局官吏ノ偏頗横断ニアルヲ以テ退清退韓処分ノ条項ヲ現行清韓在留邦人取締規則中ヨリ削除サレムコト」を訴えるなど,「取締法」改廃を求める声は高まっていった74。

2) 帝国議会における「取締法」廃止論議と外務省の対応

帝国議会衆議院では併せて4回に亘って「取締法」廃止案が上程された。第31回帝国議会 衆議院では、1914年2月5日の本会議で守屋此助議員によって「清国及朝鮮国在留帝国臣民 取締法廃止法律案」が提出され、委員会に付託された⁷⁵⁾。翌日、第一回委員会で法案の審議に 入り、2月26日に開かれた第二回委員会では、「取締法」の運用実態、問題点に関する討論が 行われる一方、外務次官・松井慶四郎、朝鮮総督府警務総長・明石元二郎が政府委員として出 席して答弁を行った。

興味深いのは、同委員会の委員長を務めた白川友一自身がかつて「取締法」により「退清

令」を受けた経験のある人物であったことである⁷⁶⁾。いわば、領事の権力濫用によるかつての被害者が、代議士となってリベンジを果たすことになったのである。他にも、元在朝日本人である岡田栄(韓国政府法務補佐官歴任、朝鮮で弁護士活動および農事経営)⁷⁷⁾ や山道襄一(大韓日報主筆、統監府嘱託歴任)⁷⁸⁾,福井三郎(鶏林奨業団団長歴任)⁷⁹⁾ を始め、中国通の岡部次郎(栄口にて満洲新報を経営、居留民団長歴任)⁸⁰⁾,在台湾実業家として朝鮮にも事業を展開している金子圭介⁸¹⁾,そして法案提出者である中国通の守屋此助⁸²⁾に至るまで、この委員会のほぼ全員が、「取締法」の適用事例を身近に感じていた筈の、いわゆる「外地通」の議員であった。

守屋は「取締法」廃止案の背景について、中国内の居留地は「如何ナル人ト雖モ之ニ退去ヲ命ズル権力」を持っている領事の専制王国になっており、領事館警察の巡査までもが在留禁止を脅迫手段として権力を振る舞っているため、日本人の海外発展を阻害すると共に、正当な裁判によらず人の自由を奪う人権侵害の悪法であると批判した⁸³⁾。また、既に日本領土の一部になった朝鮮に対して、「取締法」を適用することの可否に関する質問がなされた⁸⁴⁾。これに対して明石は、満洲に「取締法」を存置して朝鮮のみ廃止する場合、朝鮮の方が満洲在留禁止者の「引受所」になって、満洲の不良日本人が入り込む虞があるため、存置するも廃止するも、同時にする必要があると答弁した⁸⁵⁾。

3月19日に開催された第三回委員会には、外務大臣・牧野伸顕の他、政府委員として明石元二郎、朝鮮総督府総務長官・児玉秀雄、外務省政務局長・小池張造などが出席して議論が行われた。この会では、廃止案の提案者である守屋が行政処分である在留禁止制度を司法制度と代替することを主張した。だが、委員の大部分は現行法を維持しながら、外務省が領事官の資質を向上させ、執行の際に充分の注意を払うよう、強く要望する線で諒解し、採決の結果、反対多数で廃止案は否決された⁸⁶⁾。

その後,同年12月に開かれた第35議会でも,守屋此助は再び廃止案を提出し,2回の委員会が開かれた⁸⁷。前回同様の議論が行われる中,今回は特に朝鮮における在留禁止制度実施の可否に議論が白熱し,政府委員として出席した朝鮮総督府度支部長官・荒井賢太郎は,主に内政上の問題,すなわち日本人および日本統治に対する朝鮮人の反感を収めるためには,きちんと「不良内地人」に対する取締を励行する必要があるという論理を披瀝した⁸⁸。同委員会は会期終了のため,未了のまま終わり,「取締法」の改廃問題は一段落を告げた。

「取締法」の廃止は回避したものの、領事による在留禁止の濫用問題が露わになり、法律の存廃が問われる危機に直面したため、外務省は各領事宛に訓令を発して注意を喚起した。「今期議会ニ於テ在留禁止処分ノ廃止ニ関スル法律案提出セラレ政府ニ於テハ未夕該処分廃止ノ時期ニ到達セサル旨ヲ以テ右法律案ノ通過ニ反対シ今回ハ之ヲ阻止」したが、「今後万一各官ニ於テ処分ノ宜キヲ得サル実例ヲ出サルルノ如キアルニ於テハ又々如斯法案ノ提出ヲ見ルニ至ルヘク甚のク不面白次第ニ有之候」と本省の意見を披瀝し、在留禁止処分に際して慎重な考慮を

求めたのである⁸⁹⁾。

また、外務省は関東都督府に対しても、「都督府管内に於て在留禁止を命せらる、もの其数割合に多き哉」と指摘し、「輓近権利思想の発達と共に此種の措置は愈々慎重なる考慮を要する次第にして現に今期議会に於ても在留禁止処分廃止に関する法律案提出せられたる実況に有之」と述べ、「領事館管内よりも比較的警察権の行渡りたる都督府管内に於ては在留禁止事件は寧ろ稀少なるへき筈と被認候に付右様御承知の上爾今在留禁止処分の義は充分慎重に処理する様各民政署長並に警務署長へ訓令方可然御取計相成度」という要求を発している900。一方、朝鮮総督府における在留禁止処分の方針変換を示す資料は確認できないが、翌年の1915年以後の処分事例がないことから、第31および第35議会での廃止論をきっかけに、朝鮮における在留禁止処分は事実上終焉を告げたと見られる。

これより10年が経過し、「取締法」廃止の第二波が押し寄せてきた。1924年7月18日、第49帝国議会で、柏田忠一・牧山耕蔵により「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案」が提出された⁹¹⁾。法令制定当時とは異なり、領事裁判および領事館令の制度が確立した今日には最早存在の理由がないこと、そして「領事館ヲシテ怨府ノ中心」とさせ、日本人の対中国発展を阻害していることが理由として挙げられている⁹²⁾。しかし同委員会は、7月18日第一回委員会を開いて委員会自体を構成しただけで、一回の議論も交わさず、未了のまま第49議会の閉会をみることとなった。

議会における廃止法案は不発に終わったものの、外務省側は同法案提出に対して、深刻に受け止めていた模様である。「曩二大正三年二モ議会二提出セラレタルコトアリ多分第五十会議会二於テモ問題トナルヘシ」と予想して、在中国各領事宛に「此際十分研究ヲ遂ケ置キ度キニ付本法存廃乃至改正二関スル貴見詳細至急御回報」するよう指示を出した⁹³⁾。中国各地から寄せられた各領事の意見は、「取締法」の廃止については概ね反対であり、むしろ在留禁止処分違反者に対する罰則の強化を主張する意見まであった。各領事の反対意見を整理すれば、以下の通りである(括弧内は意見を寄せた領事の駐在地域)⁹⁴⁾。

- ① 領事裁判および領事館令と「取締法」とはその目的を異にする。在留禁止は「其犯行ノ 性質上又ハ挙証不充分ナル為未夕刑事犯人トシテ処断シ難キモ当該地方治安維持ノ必要 上之カ処分」である(天津、牛荘、汕頭、広東)。
- ② 警察力不備のため、領事裁判だけでは十分な取締の効果を期し難いこと。「仮令犯罪ノ事実アリト認ムルモ之カ挙証困難ナル為刑事犯トシテ処罰シ難キ事例」が多く、特に上海のように共同租界・フランス租界に多数が在留する場合や、台湾人が中国人と雑居する厦門・福州、朝鮮人が中国人と雑居する間島のような地域では、領事館警察の捜査が極めて困難である(上海、厦門、広東、遼陽、哈爾賓、済南、琿春、奉天、福洲、雲南、漢口)。
- ③ 領事館令による処罰は軽すぎるため、犯人に対して改悛の効果を期待し難い。領事館令

による罰則は,五十円以下の罰金,若しくは科料,または拘留を限度とするため,禁制 品密輸・密売淫常習者は領事館令で処罰しても意に介さない傾向がある(北京,上海, 奉天,広東,間島等ほとんど全部)。

- ④ 刑事犯以外に一般治安,または対中国外交上取締を要する人物が少なくない。「社会的落伍者」の内地人,「不良不逞鮮人」,「不良台湾籍民」に対する取締の必要があり,特に中国の革命・政治運動への参加や,朝鮮独立運動などは,対中国外交上の問題を醸す虞が多い(北京、天津、上海、其他ほとんど全部)。
- ⑤ 「取締法」の存在が領事館を「怨府ノ中心」とするわけではなく、一部「不良ノ徒ノ自 ラ発スル声ニ外ナラサル」(琿春, 鉄嶺, 広東, 牛荘)。
- ⑥ 中国官憲との関係上必要である。中国官憲が不良「本邦人」の処罰を要求した時、領事裁判では処罰が難しい場合、または領事館令による罰則に止まる場合があるが、これに対して中国側は「我官憲態度ノ不誠意無責任」を批難し、更には「排日ノ気勢ヲ挙クルコトナキニ非」ざるため、在留禁止処分を運用するのは極めて妙策である(奉天、済南)。

特に満洲地域に駐在する領事等は、在満朝鮮民族運動に対する取締上の必要を理由として同法の存続を強く主張したことが注目される。たとえば、在琿春領事館の場合、満洲における朝鮮民族運動関係者に対しては、「政治二関スル犯罪処罰ノ件」(大正8年制令第7号)により朝鮮に送還して処罰することを原則としているが、「往々是等犯罪ノ罪跡認定ト証拠蒐集ハ事実ニ於テ困難ナルコトアルカ故ニ現ニ不逞行動アルニモ拘ラス制令処罰ノ手続ニ出ツルコト能ハサル場合」が少なくないため、在留禁止処分をもって本籍地に送還させることは「彼等ヲシテ陰謀ノ根拠地ヲ立退カシメ其本拠ヲ奪フコト、ナリ彼等ノ最モ苦痛トスル処」であり、「不良鮮人」取締のためにも同法の存続は必要不可欠であると訴えた。かかる事情は間島総領事館も同じく、「当館ノ如キハ開館以来内地人ニ対シテ在留禁止ヲ命シタルハ殆ントナク全ク朝鮮人ノミニ対スル処分」であったと報告した。600。

領事側はあくまでも取締上の効果と行政処分の便利性を主張したのみであり、より根本的な問題、すなわち人身の自由を制限する行政処分としての妥当性の可否、領事の恣意的判断に基づいて処分が下される運用上の問題については、何等の考慮を払っていなかったのである。このような「現場」の姿勢に対して、外務本省の内部文書と見られる「在支邦人取締法ニ付テ(卑見)」は、批判的意見を示している。「在支領事ノ意見ハ領事裁判ヤ館令ニ依ル取締ノ不十分ノミヲ指摘スルニカメテ本法夫レ自体ヲ解剖的ニ批評シタ者ハ少ナイ」のであり、「本法存廃問題ニ対スル忠実ナル批評トハ謂イ難イ」と評価しているのである。また同文書は、「取締法」の決定的欠陥として、以下の三点を挙げている。①「行政法規ナルコト」、すなわち「当然司法処分に拠るへきことを行政官の権限に委ね三権分立の大原則に反」することである。②「居留制限ノ可否」、すなわち日本刑法上、懲役・禁錮はあるものの、追放は認めていない。ま

た、領事裁判・領事館令の不備を補うという言い訳は理論上十分な根拠を持たない。③「積極的刑事政策ノ目的ニ副ハナイコト」、すなわち「不良分子ヲ改悛ニ導ク何等ノ施設ヲ有」せず、「悪分子排除」を主目的とすることなどを指摘し、法令そのものの根本的再検討が必要であることを示唆している⁹⁷⁾。

外務省の予想通り、翌 1925 [大正 14] 年 2 月 17 日、第 50 議会においても柏田忠一・牧山耕蔵により「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案」が再び提出された ⁹⁸⁾。同日委員会が構成され、2 月 27 日に第一回の委員会(「取締法」問題は論議されず)、3 月 4 日に第二回委員会が開かれた。9 名の委員中、法案提出者の柏田忠一は上海日日新聞の主筆を務めるなど中国在留経験のある弁護士であり ⁹⁹⁾、永田善三郎は『満洲日日新聞』編集長、大連『関東報』社長を歴任した人物であった ¹⁰⁰⁾。議論の内容は概ね 10 年前と同じで、行政命令による人権侵害や濫用の問題が問われ、政府側は「取締法」の必要性を説き、在留禁止処分に際しての慎重を期すると答弁した。実質上朝鮮では「取締法」が施行されていなかったので、朝鮮に関しては議論が行われず、「取締法」と連携して運用される「関東州在留者取締規則」の問題が併せて審議された ¹⁰¹⁾。その結果、神田正雄委員が「形式二於テハ必要ヲ認メナイ」が、中国の情勢や日本の海外発展のためには「此ノ取締ノ精神ノ持続」する必要を認め、法律自体の存続を認める一方で、外務省に今後領事による在留禁止処分の濫用防止に努めるよう注意を与えるという否決動議を提出し、賛成者多数で同廃止案は否決された ¹⁰⁰。

かかる経緯を経て、「取締法」は4回に亘る帝国議会での廃止議論を乗り越え、存続の道を歩むこととなったが、1937年「満洲国」における治外法権撤廃と領事館警察の解体、1943年日中戦争下の南京政府(汪兆銘政権)に対する租界返還と治外法権撤廃を通じて、その法的根拠を失っていった¹⁰⁰。最終的には、第二次世界大戦の終結と共に「取締法」ならびに台湾・関東州・南洋などの植民地における類似法令は効力を失い、公式的には日本国成立後の1954年、「外務省関係法律の整理に関する法律」(昭和29年法律第41号)によって廃止されるに至った。

おわりに

釜山の日本居留地で発生した日本居留民の騒動をきっかけに、1883年成立した在留禁止制度は、清国・朝鮮国における日本人居留民取締の強力な手段として機能した。「安寧妨害」「風俗壊乱」の人物を、領事の判断により退去させることができる行政処分としての在留禁止は、領事館警察の活動における伝家の宝刀のように利用された。

当初,清韓両国における日本人が対象になっていた在留禁止制度は,日本帝国の膨張に伴い, その適用対象を「新附の臣民」である台湾人や朝鮮人にまで拡大していった。また,新たに日本の植民地・勢力圏に編入された地域では,外地法の形式で大同小異の内容を構成し,在留禁 止の制度は帝国全域に拡大していった。その結果、日本帝国全体に亘る人の移動・居住に対す る統制システムが成立するに至った。

帝国日本の植民地法制の形成過程を「植民地版条約改正」として論じた浅野豊美の論議は、在留禁止制度の連鎖を考察する際に重要なヒントになる。浅野は、「内地」と「外地」の分離を特徴とする日本の帝国法制の特徴について、属人法の体系を含まない「内地」に対して、「東アジアに敷かれた居留地制度を代替する形で、日本人・西洋人のみに民事・刑事令上で依用された内地法が適用され、旧慣が適用された現地の住民と属人的に分離」する「外地」を形成したと述べている。すなわち居留地的属人法を留保したまま、「律令」「制令」という「形式の上に属人的に内容を異にする二つの法令が共存」する形で植民地法制が構築されたという説明である。600。

このような観点は、本稿で考察した在留禁止制度の植民地・勢力圏への連鎖についてもあてはまる。居留地における領事警察権の行使として、「内地法」で定められた「取締法」が、台湾、関東州、膠州湾占領地、南洋群島などの「外地」で「外地法」の形式で成立していく過程は、まさに居留地的属人法の植民地的変換・連鎖である。しかも、その適用地域を清国・朝鮮と明示した、居留地のみに適用される「内地法」が、次々と外地へ拡張していく過程は非常に興味深いものである。在留禁止関係の法令は、浅野が指摘した内地法が「依用」された外地法(朝鮮民事令、朝鮮刑事令)より、「居留地的属人法」の性格をいっそう強く持っているものであったと言えるかも知れない。

また、在留禁止処分の対象が、中国居留地では外地人を含む「帝国臣民」一般に、朝鮮・台湾・関東州・南洋群島などの植民地においては「内地人」のみに適用されたことは、統合と格差の原理に基づいた「国民帝国」 日本における「内」と「外」の重層性を示している一例であろう。「取締法」を始めとする在留禁止の法令は、非公式帝国における自国民の取締の手段として始まり、次第に公式帝国内の各地域に拡張していったわけであるが、その背景には、いずれも日本国家、もしくは日本人(内地人)と、現地権力、もしくは現地住民、そして第三者としての諸外国との間に作動していた緊張関係があったのである。

〈資料 1〉清国及朝鮮在留日本人取締規則(明治 16 年太政官布告第 9 号)

- 第一条 清国及朝鮮国駐剳之領事ハ在留ノ日本人該地方ノ安寧ヲ妨害セントスル者又ハ其ノ 行為ニ依リ該地方ノ安寧ヲ妨害スルニ至ルベキ者ト認定スル時ハ一年以上三年以下 在留スル事ヲ禁止スベシ。但其ノ情状ニ依ツテハ其ノ期限相当ノ保証金ヲ出サシメ 在留セシムル事ヲ得。
- 第二条 在留ヲ禁止セラレタル者ハ十五日以内ニ退去スベシ。若シ期限内退去シ難キ正当ノ 事由アリテ其ノ旨ヲ申シ立テル時ハ領事ハ相当ノ猶予期限ヲ与フル事ヲ得。

植民地・勢力圏における「帝国臣民」の在留禁止処分(李)

- 第三条 保証金ヲ出シタル者再ビ第一条ノ挙動アリト認定スル時ハ領事ハ其ノ保証金ヲ没収 シ仍ホ在留ヲ禁止スベシ。
- 第四条 退去期限若クハ猶予期限内ニ退去セザル者及禁止期限ヲ犯シタル者ハ十一日以上一 月以下ノ重禁錮ニ処シ、弐円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス。
- 第五条 此ノ規則ノ処分ニ対シテハ上訴ヲ許サズ。 右奉勅旨布告候事。 太政大臣、外務卿、司法卿 連署
- 〈資料 2〉清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法(明治 29 年法律第 80 号)
 - 第一条 清国及朝鮮国駐在ノ領事ハ在留ノ帝国臣民該地方ノ安寧ヲ妨害セムトシ又ハ該地方 ノ風俗ヲ壊乱セムトスル者アルトキハー年以上三年以下在留スルコトヲ禁止スヘシ
 - 第二条 在留ヲ禁止セラレタル者ハ十五日以内ニ退去スヘシ若期限内退去シ難キ正当ノ理由 アリテ其ノ旨ヲ申立ツルトキハ領事ハ相当ノ猶予期限ヲ与フルコトヲ得
 - 第三条 在留禁止ノ命令ヲ受ケタル者其ノ命令ニ対シ不服アルトキハ命令ヲ受ケタル日ヨリ 三日以内ニ領事ヲ経テ外務大臣若ハ駐剳帝国公使ニ該命令取消ノ申請ヲ為スコトヲ 得但シ此ノ場合ニ於テハ其ノ命令ノ執行ヲ停止セス
 - 第四条 前条ノ申請ヲ受ケタルトキハ外務大臣若ハ駐剳帝国公使ハ其ノ事実ヲ審査シ領事ノ 命令ヲ認可シ若ハ之ヲ取消スヘキ命令ヲナスヘシ其ノ命令ハ確定ノモノトス
 - 第五条 在留ヲ禁止セラレタル者営業上若ハ其ノ他ノ関係ニ於テ其ノ地ヲ去リ難キ事情アリ ト認ムルトキハ領事ハ其ノ期限間相当ノ保証金ヲ出サシメ在留セシムルコトヲ得
 - 第六条 保証金ヲ出シ在留ノ許可ヲ得タル者其ノ期限内再ヒ第一条ノ挙動アリト認定スル時 ハ其ノ保証金ヲ没収シ仍ホ在留ヲ禁止スヘシ
 - 第七条 在留禁止ヲ命セラレタル者改悛ノ状アルトキハ領事ハ何時ニテモ職権ニ依リ又ハ所 轄地方長官ノ証明ニ依リ該命令ヲ取消スルコトヲ得
 - 第八条 退去期間若ハ猶予期限内ニ退去セサル者及禁止期限ヲ犯シタル者ハ十一日以上一月 以下ノ重禁錮ニ処シ二円以上百円以下ノ罰金ヲ附加ス

附則

第九条 明治十六年第九号布告及明治十八年第二十六号布告ハ此ノ法律実施ノ日ヨリ之ヲ廃 止ス

注

1) 荻野富士夫『外務省警察史 — 在留民保護取締と特高警察機能』(校倉書房, 2005 年) 678 頁。

人 文 学 報

その他,在留禁止処分について触れている研究は,次のようなものがある。孫禎睦『韓国開港期都市社会経済史研究』(一志社,1982年)294-295頁。木村健二『在朝日本人の社会史』(未来社,1989年)25頁。

- 2) 在留禁止の全体事例では少数に過ぎないが、明治・大正期の在留禁止処分命令書および理由書を纏めている『本邦人在留禁止関係雑件』全27巻(外務省史料館所蔵・外務省記録4-2-6-2,以下『在留禁止関係雑件』と略す)中、在満朝鮮人民族運動関係の在留禁止処分に関する資料が『만주지역 本邦人在留禁止関係雑件』(国家報勲処,2009年)として刊行された。収録資料の特徴と内容については、筆者および朴烜氏の解題を参照されたい。
- 3) 孫禎睦『韓国開港期都市変化過程研究』(一志社, 1982年) 83頁。
- 4) 『読売新聞』1881年9月7日付,9月8日付。金慶海「朝鮮開国直後にあった六つの事件」『青 丘文庫月報』第166号 (2002年1月)。
- 5) 『国訳・承政院日記』高宗 18 年 (1881 年) 閏 7 月 15 日条,「韓国歴史情報統合システム」 (http://www.koreanhistory.or.kr) による。
- 6) 「十四年機密第十四号」(明治14年9月5日付,領事近藤真鋤より外務卿・外務大輔・外務少輔・弁理公使宛)『外国在留帝国臣民取締法関係雑件』第一巻(外務省記録4-2-1-9。以下,『取締法関係雑件』と略す)。
- 7) 「十四年機密第十六号」(明治 14 年 9 月 12 日付, 領事近藤真鋤より外務卿・弁理公使宛)『取締関係雑件』第一巻。
- 8) 意見書 (明治15年4月23日付, 領事近藤真鋤・総領事前田献吉より外務卿井上馨宛), 下記 文書に別紙として添付。
- 9) 「公第二八〇号・清韓両国在留御国人取締規則御制定相成度儀ニ付上申」(明治 15 年 12 月 20 日付, 外務卿井上馨より太政大臣三条実美宛)(「清韓両国在留ノ御国人取締規則制定ノ件」公文録・明治十六年・第十三巻・明治十六年三月~四月・外務省)。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A01100245100。
- 10) 「甲第二十九号」および「乾第三百七拾八号」, 前掲文書に別紙として添付。
- 11) Order in council of the 9th March, 1865, for the government of Her Majesty's subjects in China and Japan, Shanhai: "Shanghai Recorder" Office, 1865.
- 12) 明治法制経済史研究所編『元老院会議筆記』第16巻(元老院会議筆記刊行会,1972年)26-27頁。
- 13) 同上, 25頁。
- 14) 「裁第五号」(明治16年4月3日付,在上海品川総領事より井上外務卿及大木司法卿宛) および 外務卿・司法卿の答申(同年5月18日付)『外務省警察史』第1巻(不二出版,1996年),90頁。
- 15) 一つ疑問に思われるのは、同規則改正布告の日付である。同改正布告は明治 18 年 8 月 18 日付で行われ、翌日には清国・朝鮮の各領事宛に改正内容を知らせる内訓が送られた。『外務省警察史』第 4 巻 (不二出版, 1996 年), 233-234 頁。しかし、元老院における審議は同年 9 月 14 日をもって行われたのである。『元老院会議筆記』第 24 巻 (元老院会議筆記刊行会, 1980 年) 1597 頁。
- 16) 「内訓」(明治 18 年 8 月 19 日付, 井上外務卿より在清国及在朝鮮国各公館長宛) 『外務省警察 史』第 4 巻, 90 頁。
- 17) 「第九回帝国議会衆議院議事速記録第四十四号」(明治29年3月23日)751頁。
- 18) 同上。
- 19) 「第九回帝国議会衆議院議事速記録第四十五号」(明治29年3月24日)778頁。

- 20) 「第九回帝国議会貴族院議事速記録第四十五号」(明治 29 年 3 月 28 日) 710-702 頁。
- 21) 「京第五号」(明治19年1月12日付,在仁川領事代理外務書記生久水三郎より臨時代理公使高平小五郎宛)『取締法関係雑件』第一巻。
- 22) 「機密第二号」(明治 19 年 1 月 13 日付, 臨時代理公使高平小五郎より領事代理久水三郎宛) 『取締法関係雑件』第一巻。
- 23) 「機密第十九号・機密第七号に対する回答」(明治 19 年 2 月 21 日付,外務大臣伯井上馨より在朝鮮国京城臨時代理公使高平小五郎宛)『取締法関係雑件』第一巻。
- 24) 「清韓在留帝国臣民取締方施行に付管轄及処分方内訓」(明治34年5月27日付・外務大臣より 在清,韓帝国各領事宛) 『明治四十三年三月編纂・領事官執務参考書』(外務省通商局)629頁。
- 25) 「機密第五十九号・回訓」(明治18年11月7日付,井上外務卿より在上海河上領事宛)『外務省警察史』第1巻,90-91頁。
- 26) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020456500, 御署名原本・明治三十三年・勅令第 百五十三号・領事館職務規則制定日本帝国領事規則及明治二十三年勅令第二百五十八号 (領事手 数料及出張入費ヲ外国貨幣ニテ納入ノ件) 廃止 (国立公文書館)。
- 27) JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A03020482700, 御署名原本・明治三十三年・勅令第四百十五号・船員法ノ規定ニ依ル送還費用ノ償還ニ関スル件 (国立公文書館)。
- 28) 「本邦臣民送還の場合陸上費用支弁方に関し伺」(明治36年7月9日付,在漢口帝国領事館事務代理より外務大臣宛)前掲『明治四十三年編纂・領事館執務参考書』616-617頁。
- 29) 「退清命令ヲ受ケタルモノ、処分ニ関シ伺」(明治 40 年 12 月 23 日付, 遼陽帝国副領事より外務大臣宛) 前掲『明治四十三年編纂・領事館執務参考書』633 頁。
- 30) 『在満洲朝鮮関係領事官打合会報告』(朝鮮総督府, 1923年)6頁。
- 31) 「黄高秘五二三二号・支那在留禁止者帰着ノ件」(大正 11 年 4 月 23 日付, 黄海道知事より外務 大臣宛)『在留禁止関係雑件』第二十三巻。
- 32) 「領事官ノ職務ニ関スル法律」(明治 32 年法律第 70 号) の第 8 条により、領事裁判では「死刑又ハ無期若ハ短期一年以上ノ懲役若ハ禁錮ニ該ル罪」の公判ができず、領事裁判の第二審裁判所に移転して裁判を行うことに規定されていた。最高「十年以下ノ懲役又ハ禁錮」を規定している「政治ニ関スル犯罪処罰ノ件」(大正 8 年制令第 7 号)、制定当時最高「十年以下ノ懲役又ハ禁錮」であったが、改正により最高死刑を規定した「治安維持法」(大正 14 年法律第 46 号・昭和 3 年 勅令第 129 号により改正) が適用される事件がこれに該当する。間島の場合、「間島ニ於ケル領事館ノ裁判ニ関スル件」(明治 44 年法律第 51 号) により、間島の朝鮮人被疑者に対しては朝鮮総督府裁判所がこれを担当するように規定したが、その他の地域では、それぞれの第二審裁判管轄地である長崎(「北支」「中支」)、関東庁法院(間島を除く満洲一帯)、台湾総督府法院(南支)が担当することとなっていた。
- 33) ニム・ウェールズ(松平いを訳)『アリランの歌』(岩波書店, 1987年) 284頁, 335-336頁。
- 34) 「公信第一七三号・退支処分者ノ消息ニ関スル件」(大正8年8月14日付,在琿春副領事秋洲 郁三郎より外務大臣子爵内田康哉宛)『在留禁止雑件』第十九巻。この事例では,支那在留禁止 処分を受けた梁河亀(本籍,咸鏡北道慶興),金明浩(本籍,平安南道平壌),文秉浩(本籍,平安北道寧辺)は,それぞれ全羅北道於青島,全羅南道巨文島,全羅南道安島など,本拠地から もっとも遠い西南海岸の離島に居住が制限されていたことが分かる。
- 35) 「在留禁止命令者取扱ニ関スル件」(大正10年1月7日付,在間島総領事代理領事堺與三吉より朝鮮総督男爵斎藤実宛)『取締法関係雑件』第二巻。

- 36) 中井錦城『朝鮮回顧録』(糖業研究会出版部, 1915年) 123頁。
- 37) 台湾籍民とは、台湾に生活の根拠を持っているため台湾籍に編入されたが、商業、その他の理由で大陸(中国)に居住する台湾人を指すと共に、実際には台湾に生活の根拠を持たないが、中国内で日本国籍を保有することによって得られる利益(治外法権、地方税免除)を謀り、親戚などの戸籍に編入する方式で、もしくは賄賂など不正の方法をもって台湾籍を取得した中国人のことを指す。許雪姫『台湾歴史辞典』(行政院文化建設委員会、2004年)1178頁。
- 38) 浅野豊美『帝国日本の植民地法制』(名古屋大学出版会,2008年)30-48頁。
- 39) 荻野, 前掲書, 590-591頁。
- 40) 「日韓協約後在外韓国臣民に対する職務執行方訓令」(明治 40 年 5 月 14 日付, 外務大臣より在 清暹及香港帝国各総領事領事・代理及分館主任宛) 前掲『明治四十三年三月編纂・領事官執務参 考書』17-18 頁。
- 41) 「[秘] 清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法」[作成時期は大正 13 年 7 月~8 月と推定] 『外国在留帝国臣民取締法関係雑件・別冊取締法存廃雑件』(外務省記録 4-2-1-9-1。以下, 『存廃雑件』と略す)。
- 42) 「朝鮮総督府警務総監部告示第六十三号」『朝鮮総督府官報』第402号 (明治44年12月28日付) および「朝鮮総督府京畿道警務部告示第一号」同第428号 (明治45年2月3日付) の在留禁止命令事例による。
- 43) 第35回衆議院委員会における政府委員荒井賢太郎(朝鮮総督府度支部長官)の答弁。「第三十 五回帝国議会衆議院清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案委員会第二回」(1914年12月 17日)611頁。
- 44) 予戒命令の対象になる第一条の一号〜五号の規定は下記の通りである。「一定ノ住居及生業ヲ 有セスシテ諸方ヲ徘徊スル者」、「平常粗暴ノ言論行為ヲ事トスル者又ハ他人ノ身上若ハ行為ニ対 シ誹議誹謗ヲ事トスル者」、「何等ノ口実ヲ以テスルニ拘ラス他人ニ対シ脅迫ニ渉ル言論行為ヲ為 ス者又ハ他人ノ行為業務ニ干渉シ其事由ヲ妨害スル者」、「無根ノ流言ヲ作為シロ頭又ハ文書図画 ニ依リ之ヲ世間ニ流布スル者」、「他人ヲ教唆シ第二号乃至第四号ノ言論行為ヲ為サシメタル者」。
- 45) 「台湾保安規則ヲ定ム」(明治33年11月6日) 所収「理由書」。JACAR (アジア歴史資料センター) Ref. A01200902600, 公文類聚・第二十四編・明治三十三年・第三十一巻・警察・行政警察, 社寺・教規・神社 (国立公文書館)。
- 46) 「(社説) 保安規則の発布」『台湾日日新報』1900年11月10日付。
- 47) 「台湾に於ける犯罪者に対し在留禁止を命し得るや否やに関し訓令」(明治 33 年 20日付, 大臣より在厦門領事宛)『大正十二年十月編纂・領事官執務参考書』(外務省通商局) 235 頁。
- 48) 「警務署ニ準用スヘキ府令及関東州民政署令」(明治40年4月,都督府令第26号)前掲『大正十二年十月編纂・領事官執務参考書』212頁。
- 49) 「満洲其他ノ地方ニ於ケル帝国臣民ニ対スル在留禁止命令取締方内訓」(明治39年9月21日付, 大臣ヨリ在奉天,牛莊,安東各総領事及領事宛)前掲『大正十二年十月編纂・領事官執務参考 書』231-232頁。
- 50) 「公信第一一四号・退清処分者取締ノ件ニ付間島総領事禀申」(明治44年9月2日付,在間島 総領事永滝久吉より臨時外務大臣伯爵林董殿宛)『在留禁止雑件』第十三巻。
- 51) 『自大正五年七月至大正五年十二月・軍軍令告示集』(青島守備軍司令部) 24 頁, 『日独戦役占領地施政一件・青島ノ部』(外務省外交史料館所蔵・外務省記録 5-2-6-22-1) 第二巻に所収。
- 52) 「(機密) 青島ニ於ケル現状報告ノ件」(大正4年1月18日付, 在青島船越参事官より加藤外務

大臣宛)『青島占領後ノ施政並ニ前後処分雑件』(外務省外交史料館所蔵・外務省記録 5-2-6-25) 第一巻。

- 53) 外務省条約局法規課『(外地法制誌第五部)委任統治領南洋群島·後篇』(外務省,1928年)67~68頁。南洋庁長官官房『南洋庁施政十年史』(南洋庁,1932年)199-200頁。
- 54) 「機密第三号・暹国ニ清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法適用方稟請ノ件」(明治 34 年 11 月 6 日付、在盤谷領事外山義文より外務大臣小村寿太郎宛)『取締法関係雑件』第二巻。
- 55) 「機密第四五号・暹国在留帝国臣民取締方ニ付帝国領事ノ稟請ニ関スル意見具申ノ件」(明治 34 年 11 月 8 日付,辨理公使稲垣満次郎より外務大臣小村寿太郎宛)『取締法関係雑件』第二巻。
- 56) 「機密第七四号・暹国ニ清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法適用方ノ件」(明治34年12月4日付, 外務大臣より在暹外山領事宛)『取締法関係雑件』第二巻。
- 57) 「機密第一号・清韓両国在留帝国臣民取締法ヲ暹国ニ適用スルノ件」(明治 36 年 12 月 14 日付, 在盤谷領事小松緑より外務大臣男爵小村寿太郎宛)『取締法関係雑件』第二巻。
- 58) 「機密第十九号・清韓両国在留帝国臣民取締法ヲ暹国ニ適用方ニ就キ副申」(明治 36 年 12 月 14 日付, 特命全権公使稲垣満次郎より外務大臣男爵小村寿太郎宛)『取締法関係雑件』第二巻。
- 59) 「暹国在留帝国臣民取締ニ関スル件」(明治37年3月7日付)『取締法関係雑件』第二巻。
- 60) 「機密第六号・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法改正方ノ件」(大正 12 年 1 月 16 日付, 在安東 領事富田義銓より外務大臣伯爵内田康哉宛)『取締法関係雑件』第二巻。
- 61) 「訓令送第九一〇号・在留禁止処分ニ関スル件」(明治20年10月15日付・伊藤外務大臣より 在釜山室田領事宛) および「公信送第三一六号ノ六・退韓処分ニ関スル件」(明治22年5月11 日付、青木外務大臣より在京城橋口副領事宛)『外務省警察史』第一巻,91頁。
- 62) 「訓令」(明治27年6月21日付,外務大臣より在上海・天津・芝罘・仁川・釜山・元山・京城 日本領事宛)『取締法関係雑件』第一巻。
- 63) 「在留禁止を命したる時事実報告方通達」(明治 29 年 4 月 27 日付,外務次官より在上海・天津・芝罘・仁川・釜山・元山・京城帝国各領事宛)前掲『明治四十三年三月編纂・領事館執務参考書』625 頁。
- 64) 「保発第三二二号」(大正9年11月9日付,兵庫県知事有吉忠一より外務次官埴原正直宛)『在留禁止関係雑件』第二十巻。
- 65) 「機密第一六号・福岡県士族名倉重吉外一名清国厦門在留禁止之件」(明治 33 年 4 月 9 日付, 在厦門領事上野専一より外務大臣青木周蔵宛)『在留禁止関係雑件』第二巻。
- 66) 「機密第一九号」(明治34年6月1日付,在厦門領事上野専一より外務大臣加藤高明宛)および「公第一八八号」(明治34年11月30日付,在厦門領事上野専一より外務大臣小村専太郎宛)『在留禁止関係雑件』第二巻。「公第四八号・在留禁止ニ関スル報告」(明治36年4月10日付)『在留禁止関係雑件』第四巻。
- 67) 「公第六九号」(明治35年6月28日付)『在留禁止関係雑件』第三巻。
- 68) 「公第一二一号・在留禁止ニ関スル報告」(明治 35 年 9 月 30 日付, 在厦門領事上野専一より外務大臣宛)『在留禁止関係雑件』第三巻。
- 69) 「送第四三号・鄭少瑜在留禁止ニ関スル件」(明治 36 年 5 月 5 日付, 杉村局長より在厦門上野 領事宛)『在留禁止関係雑件』第四巻。
- 70) 『仁川府史』(仁川府, 1933年) 150頁。
- 71) 「韓国に対する本邦の二条例」『読売新聞』明治34年8月21日付(朝刊)2頁。
- 72) 「移民保護法」(明治29年法律第70号) は、海外移民者(労働ニ従事スルノ目的ヲ以テ外国ニ

人 文 学 報

渡航スル者) に対して、行政官庁による渡航許可必要とし、行政庁は公安・外交上の理由で移民 差止や許可取消ができるなど、海外移民保護・取締を目的とする法制であった。1902年の改正 (明治35年法律第4号) により、第一条「外国」を「清韓両国以外の外国」することにより、清 国・朝鮮は移民保護法による制限から離れ、自由移民が可能になった。

- 73) 「清韓居留民取締法改正ノ義ニ付商業会議所聯合会ノ決議ニ関スル意見上申」(明治 35 年 6 月 9 日付, 在仁川領事加藤本四郎より外務大臣男爵小村寿太郎宛)『取締法関係雑件』第一巻。
- 74) 「第二十三回帝国議会衆議院請願文書表」第五百十六号。「韓満退去処分全廃請願」『帝国議会関係雑纂・議員及人民ヨリ提出ノ建議請願関係』(外務省記録 1-5-2-2-4) 第一巻。JACAR(アジア歴史資料センター) Ref. B03041447900。
- 75) 「第三十一回帝国議会衆議院議事速記録第八号」(大正3年2月6日), 106-107頁。
- 76) 栄口で事業 (白川洋行, 白川運輸公司) を営んでいた白川は, 1906年7月11日付で牛荘領事から三年間の在留禁止処分を受けた。領事は, 白川が法律知識を悪用した詐欺的手法をもって営業活動をしており, そのため在留日本人間に紛議を醸すことが多く, 特に中国人に対しては「日本人全体ノ名誉ト信用ヲ害スル」ため,「安寧妨害」の理由で在留禁止処分を命じた。「公第一七五号・清国在留禁止命令執行報告」(明治39年7月13日付, 在牛荘領事瀬川浅之進より外務大臣子爵林董宛)『在留禁止雑件』第七巻。
- 77) 参議院·衆議院篇『議会制度百年史·衆議院名鑑』(大蔵省印刷局, 1990年) 147頁。
- 78) 同上, 680頁。
- 79) 同上,545 頁。なお,鶏林奨業団に関しては,韓哲昊「鶏林奨業団 (1896~1898) 의 組織과 活動」『史学研究』第55·56 号 (1998年9月) を参照。
- 80) 衆議院・参議院編, 前掲書, 149頁。
- 81) 同上,178頁。岩崎潔治『台湾実業家名鑑』(台湾雑誌社,1912年)37頁,五十嵐榮吉『大正人名辭典・第四版』(東洋新報社発行,1918年)655頁(電子版「台湾人物誌」による)。
- 82) 五十嵐, 前掲書, 648頁。
- 83) 「第三十一回帝国議会衆議院・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案委員会会議録(速記)第二回」(大正3年2月26日)3頁。
- 84) 同上, 7頁。
- 85) 同上, 4頁, 7頁。
- 86) 「第三十一回帝国議会衆議院・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案委員会会議録(速 記) 第三回」(大正3年3月19日), 15頁。
- 87) 「第三十五回帝国議会衆議院議事速記録第六号」(大正3年12月16日)73-74頁。
- 88) 「第三十五回帝国議会衆議院・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案委員会会議録(速記)第二回」(大正3年12月17日)5頁,10頁。
- 89) 「在留禁止処分ニ関シ訓令ノ件」(大正3年3月27日付,大臣より在支那各領事官宛)『取締法 関係雑件』第一巻。
- 90) 「関東都督府管内の在留禁止処分に関スル通達」(大臣より在南満鉄道沿線各領事官宛)の「別紙」(大臣より関東都督宛,大正3年2月24日付)前掲『大正十二年十月編纂・領事官執務参考書』232-233頁。
- 91) 「第四十九回帝国議会衆議院議事速記録第十四号」(大正 13 年 7 月 18 日) 271 頁。「(大正 13 年 7 月 15 日提出, 衆法第七号)清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案」『存廃雑件』。
- 92) 「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法存廃問題」『存廃雑件』

植民地・勢力圏における「帝国臣民」の在留禁止処分(李)

- 93) 「亜三機密合第一六五号・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法ニ関スル件」(大正 13 年 7 月 23 日付、幣原外務大臣より在支各領事宛)『存廃雑件』。
- 94) 前掲「清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法存廃問題」。
- 95) 「機密公信第五六号・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法ニ関スル件」(大正 13 年 8 月 29 日付, 在琿春副領事田中正一より外務大臣男爵幣原喜重郎宛)『存廃雑件』。
- 96) 「機密第二三二号・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法存廃ニ関スル件」(大正 13 年 9 月 12 日付, 在間島総領事鈴木要太郎より外務大臣男爵幣原喜重郎宛)『存廃文書』。
- 97) 「在支邦人取締法ニ付テ(卑見)」『存廃雑件』。
- 98) 「第五十回帝国議会衆議院議事速記録第十五回」(大正14年2月17日) 306頁。
- 99) 参議院・衆議院篇, 前掲書, 171 頁。
- 100) 同上, 465 頁。
- 101) 「第五十回帝国議会衆議院・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案委員会議録(速記) 第二回」(大正 14 年 3 月 4 日) 701~704 頁。「第五十回帝国議会衆議院・清国及朝鮮国在留帝国 臣民取締法廃止法律案委員会議録(速記)第三回」(大正 14 年 3 月 6 日) 711-714 頁。
- 102) 「第五十回帝国議会衆議院・清国及朝鮮国在留帝国臣民取締法廃止法律案委員会議録(速記) 第四回」(大正 14 年 3 月 12 日) 723 頁。
- 103) 荻野, 前掲書, 386頁, 841-842頁。
- 104) 浅野, 前掲書, 630頁, 640頁。
- 105) 山室信一「「国民帝国」論の射程」(山本有造編)『帝国の研究』(名古屋大学出版会,2003年) 123頁。

人 文 学 報

要旨

1883年、在釜山日本居留民の騒動をきっかけに成立した在留禁止制度は、「安寧妨害」「風俗壊乱」の人物を、領事の判断により退去させることができる行政処分として、領事館警察の居留民取締の強力な手段として機能した。最初、清韓両国における日本人が対象になっていた在留禁止制度は、日本帝国の膨張に伴い、その適用対象を「新附の臣民」である台湾人や朝鮮人にまで拡大していく一方、新たに日本の植民地・勢力圏に編入された地域では、外地法の形式で大同小異な内容を構成し、法制そのものが帝国全域に拡張していくことになった。その結果、日本帝国全体に亘る、人の移動・居住に対する統制システムが成立するに至ったのである。このような帝国法制の連鎖は、「居留地的属人法」が「内地法」から「外地法」へと拡張していく過程を克明に表すと共に、帝国の領域・人民支配における「内」と「外」の重層性を示す事例として注目に値する。

キーワード:領事館警察,在外国民,在留禁止,帝国法制,連鎖

Summary

Created in Pusan in 1883 in response to the disruptive actions of Japanese residents there, legislation for residential prohibition, as an administrative measure allowing consular police to expel from concession zones people deemed dangerous to public peace and public morality, functioned as a powerful took for consular police control over local residents. These regulations first applied to Japanese residents in Korea and China, but as the Japanese empire expanded and new territories came under Japanese control and influence (such as Taiwan, the Kwantung leased territory, the Qingdao occupied area, and Micronesia (Nan'yō), Taiwanese and Koreans who had become new imperial subjects of Japan also fell under such regulations, as more or less identical legal laws were adopted throughout the empire. As a result, the empire-wide system for the control of residence and movement by imperial subjects was established. This linkage of imperial legal regulations illustrates both the process by which laws concerning residential control of subjects were expanded from the mainland to overseas territories, as well as a multidimensional understanding of 'inside' and 'outside' within the context of imperial territory and the control of people residing in it.

Keywords: consular police, overseas nationals, prohibition of residence, imperial law, linkages